

埼玉県歯科医師会口腔保健センター運営費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、埼玉県歯科医師会口腔保健センター（以下「センター」という。）の健全な運営に資するため、センターの設置運営主体である一般社団法人埼玉県歯科医師会（以下「会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金対象経費)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

(1) 人件費（センターに勤務する者に限る。）

(2) 医薬材料費

(3) 事務費

(4) 維持管理費

(5) 積立金（退職給与積立金、減価償却積立金）

(6) 研修費用（障害者等の歯科治療に係る直接的に必要な技能の修得のための医療従事者の研修に限る。）

(7) その他知事が必要と認める費用

(補 助)

第3条 前条で定める補助の対象となる経費に対する補助は、補助対象となる経費総額から維持管理費、積立金取崩額、診療報酬額及びその他の収入額を差し引いた額の2分の1の額に維持管理費を加えた金額とする。ただし、前条第5号の費用については、第1条第1項の予算の額から前条各号のうち第5号以外を対象とする補助額を控除した額を補助の上限とする。

2 この補助金の支払方法は、概算払とする。

3 前条第5号に関する詳細は、別途定める「埼玉県歯科医師会口腔保健センター運営費補助金の積立金運用細則」によるものとする。

4 前条第7号に該当する場合で、金額が100万円以上となるときは、会は様式第5号により事前に県と協議をしなければならない。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(記載事項)

第5条 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

(1) 収入支出予算書

(2) その他知事が必要と認める書類

2 規則第4条第1項第3号及び第5号に掲げる事項は、記載することを要しない。

3 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第7条 会は、知事の要求があったときは、補助経費に係る運営の執行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第8条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の実績報告書には、収入支出決算（見込）書及び精算書を添付しなければならない。

3 前項の精算書の様式は、様式第3号の2のとおりとする。

4 実績報告書は、補助事業の完了（補助事業の中止又は廃止の場合を含む。）後30日以内又は補助事業年度末のいずれか早い期日までに、関係書類を添えて1部、知事に提出しなければならない。

(確定通知書の様式)

第9条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(書類の整備等)

第10条 会は、補助経費に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助年度の終了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年6月4日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成16年3月8日から適用する。

2 第2条第6号の研修費用に関する規定は、平成15年4月1日から適用する。

3 第8条第4項中、「30日以内」とあるのは、平成15年度に限り「55日以内」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。